

別表第三

身分証明書の様式
用紙は厚質白紙とし、寸法は日本産業規格B8とする。

表 面

第	号		
国有財産法第10条第4項の規定による身分証明書			
<table border="1"><tr><td>写 真</td></tr><tr><td>印 又は 刻 印</td></tr></table>		写 真	印 又は 刻 印
写 真			
印 又は 刻 印			
所属部局			
官職			
氏名			
生年月日			
交付年月日			
有効期間			
財務大臣 又は財務（支）局長	印		

国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）抄

（管理及び処分 の 総括）

第十条 （第一項から第三項まで略）

4 財務大臣は、一定の用途に供する目的で国有財産の譲渡又は貸付けを受けた者に対し、その用途に供されているかどうかを確かめるため、自ら、又は各省各庁の長に委任して、当該財産について、その状況に関する資料若しくは報告を求め、又は当該職員に
実地監査をさせることができる。

国有財産法施行令（昭和二十三年政令第二百四十六号）抄

（国有財産 の 実地監査）

第六条の十一 法第十条第四項の規定により当該職員が実地監査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。
2 前項の証明書の様式は、財務大臣が定める。